一般財団法人大分県建築住宅センター
住宅性能評価等業務規程

第１章　総　　則

（趣旨）

第１条　この評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人大分県建築住宅センター（以下「当機関」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第７条第１項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）及び法第６条の２第３項又は第４項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第１６条第１項の規定により必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

第２条　評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

（評価等の業務を行う時間及び休日）

第３条　評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前８時３０分から午後５時００分までとする。

２　評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日

(3) １２月２９日から翌年の１月３日までの日

(4) その他、特に理事長が指定する日

３　評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前２項の規定によらないことができる。

（事務所の所在地）

第４条　当機関の所在地は、大分市生石二丁目１番３０号とする。

（評価等の業務を行う区域）

第５条　当機関の業務区域は、大分県の全域とする。

（評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲）

第６条　当機関は、法第７条第２項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第９条第１号及び第２号に定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

２　当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第２章　設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

（設計住宅性能評価の申請）

第７条　施行規則第３条第１項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を２部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第３条第１項に規定する設計住宅性能評価申請書

(2) 平成12年建設省告示第1660号第１から第３までに定める図書（施行規則第３条第３項から第６項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）

(3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、当機関が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）

２　前項の規定にかかわらず、施行規則第３条第１項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを２部提出しなければならないものとする。（ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）

３　前２項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）の受理によることができる。この場合、前２項の規定にかかわらず図書の提出は１部でよいものとする。

（長期使用構造等確認の申請）

第８条　長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。）を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を２部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第７条の２第１項に規定する長期使用構造等確認申請書

(2) 令和３年国土交通省告示第1366号第１から第３までに定める図書

２　前項の規定にかかわらず、施行規則第７条の２第１項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを２部提出しなければならないものとする。ただし、法第６条の２第４項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。（ただし、当機関において直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、長期使用構造等確認書又は法第６条の２第４項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。）

３　前条第３項の規定は、前２項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第９条　施行規則第７条の３に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第７条の２第１項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

第１０条　当機関は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

(1) 申請に係る住宅が第６条第１項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。

(2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。

(3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

２　当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

３　申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

４　当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、別に定める設計住宅性能評価引受承諾書（評第１号様式）を交付する。この場合、当機関は申請者と別に定める評価業務約款に基づき設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

5　前項の評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。

(2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 評価料金の額に関すること。

(b) 評価料金の支払期日に関すること。

(c) 評価料金の支払い方法に関すること。

(4)評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

(b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。

(b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払い期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負うものではないこと。

(7) 設計住宅性能評価申請書の提出による個人情報の利用目的に関すること。

6　第４項の規定の書面の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

7　前６項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第６条第１項」とあるのは「第６条第２項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第１１条　当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに当機関が指定した設計住宅性能評価に関するマニュアル及び長期使用構造等確認に関するマニュアルに従い設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

2　評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。

3　評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4　評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。

5　前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取下げ）

第１２条　申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した設計住宅性能評価取り下げ届（評第２号様式）を当機関に提出する。

2　前項の場合においては、当機関は設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返還する。

3　第１項の規定により提出される書面の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

4　前３項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

（設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更）

第１３条　申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

２　前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

３　前２項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

（設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付）

第１４条　当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに別に定める設計住宅性能評価書（評第３号様式）を交付する。

(1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。

(4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。

(5) 評価料金が支払い期日までに支払われていないとき。

２　設計住宅性能評価書の交付番号は、別表に定める方法に従う。

３　当機関は、第１項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第４条第２項及び第３項の規定に従い申請者に対してその旨書面をもって通知する。

４　第１項の規定により設計住宅性能評価書を交付された者は、設計住宅性能評価書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、設計住宅性能評価書の再交付を申請することができる。

５　設計住宅性能評価書（前項の規定による再交付を含む）又は第３項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

６　前５項（ただし、第１項（3）を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第４条第２項及び第３項の規定」とあるのは「施行規則第７条の４第１項第２号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第１５条　第８条第２項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成20年国土交通省令第３号）第７条第４号に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に該当しない場合は軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、当機関が法第６条の２第３項による確認書又は第４項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

２　前項の規定の書面の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第３章　建設住宅性能評価の実施方法

（建設住宅性能評価の申請）

第１６条　施行規則第５条第１項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号（当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。）に掲げる図書を２部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第５条第１項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）

(2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し

(3) 施工状況報告書の様式

(4) 建築基準法第６条第１項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第３項又は第４項）の確認済証の写し

２　前項の規定にかかわらず、施行規則第５条第１項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを２部提出しなければならないものとする。（ただし、当機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）

３　申請者は、第１項及び前項に掲げる図書が整っていない場合であっても、当機関に対し

建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。

4　申請者は、第１項に規定する建設住宅性能評価申請書に記載の事項について、住宅の建設中に変更が生じた場合、第２２条に規定する建設住宅性能評価書の交付の前までに記載事項変更届を用いて当機関に通知するものとする。

5　第１項及び第２項の規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）、並びに、第４項の規定により提出される書面の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第１項から第３項までの規定にかかわらず図書の提出は１部でよいものとする。

（建設住宅性能評価の申請の受理及び契約）

第１７条　当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

(1) 申請に係る住宅が第６条第１項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。

(2) 形式上の不備がないこと。

(3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2　当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3　申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。

4　当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、別に定める建設住宅性能評価引受承諾書（評第４号様式）を交付する。この場合、当機関は申請者と別に定める評価業務約款に基づき建設住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

5　前項の評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項

(2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。

(b) 申請者は、当機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 評価料金の額に関すること。

(b) 評価料金の支払期日に関すること。

(c) 評価料金の支払い方法に関すること。

(4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

(b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(c) 申請に係る住宅が、建築基準法第７条第１項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の６第１項第１号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第７条第５項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項）に規定する検査済証の写しを当機関に提出しないときは、業務期日を延期することができること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。

(b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(c) 申請者は、当機関が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払い期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。

(c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負うものではないこと。

(7) 建設住宅性能評価申請書の提出による個人情報の利用目的に関すること。

6　第４項の規定の書面の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

（建設住宅性能評価）

第１８条　当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに当機関が指定した建設住宅性能評価に関するマニュアルに従い建設評価を評価員に実施させる。

２　評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。

３　評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

４　評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。

５　前項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

（建設住宅性能評価における検査）

第１９条　申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を別に定める検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知書（評第５号様式）により通知しなければならないものとする。

２　当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。

３　申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。

４　申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工程写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。

５　当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

６　第１項及び第３項の規定により提出される書面については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

７　第５項の規定の書面の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

（建設住宅性能評価の申請の取下げ）

第２０条　申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した建設住宅性能評価取り下げ届（評第６号様式）を当機関に提出するものとする。

２　前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返還する。

３　第１項の規定により提出される書面の受理については、あらかじめ申請者と協議して定

めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

（建設工事の変更）

第２１条　申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について施工状況報告書（必要に応じて変更申告書）を用いて当機関に通知するものとする。

２　前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価を申請しなければならないものとする。

３　第１項の規定により提出される書面については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

（建設住宅性能評価書の交付）

第２２条　当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書（評第７号様式）を交付する。

(1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。

(4) 申請に係る住宅について建築基準法第７条第５項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項）の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第７条第１項の規定による検査を要しない住宅又は同法第７条の６第１項第１号若しくは第２号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りではない。

(5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。

(6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

２　第１４条第２項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

３　当機関は、第１項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第７条第２項及び第３項の規定に従い申請者に対して書面をもって通知する。

４　第１項の規定により建設住宅性能評価書を交付された者は、建設住宅性能評価書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、建設住宅性能評価書の再交付を申請することができる。

５　建設住宅性能評価書（前項の規定による再交付を含む）又は第３項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第４章　評価員等

（評価員の選任）

第２３条　理事長は、評価等の業務を実施させるため、法第１３条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

２　評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委託して選任することができるものとする。

３　評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（評価員の解任）

第２４条　理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

(1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

（評価員の配置）

第２５条　評価等の業務を実施するため、評価員を当機関に３人以上配置する。

２　前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。

３　当機関は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な処置を講ずる。

（評価員の教育）

第２６条　評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年１回、当機関の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

２　法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

（評価等の業務の実施及び管理の体制）

第２７条　評価等の業務に従事する職員を、第２５条第１項の規定により配置された評価員を含め、３人以上配置する。

２　当機関は、事務局長を法第９条第１項第３号に規定する専任の管理者に任命する。

３　専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ

十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

（評価員等の身分証明書の携帯）

第２８条　評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物、並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

２　前項の身分証の様式は、（評第８号様式）による。

（秘密保持義務）

第２９条　当機関の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知りえた秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第５章　評価料金等

（評価料金等の収納）

第３０条　申請者は、別表2-1から別表2-4に定める評価料金又は確認料金（以下、「評価料金等」という。）を、現金又は銀行振込みにより納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

２　前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

（評価料金等を減額するための要件）

第３１条　評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。

(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。

(3) 当機関における評価等の業務以外の業務を活用し、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。

（評価料金等の返還）

第３２条　収納した評価料金等は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合、この限りでない。（設計住宅性能評価においては設計住宅性能評価取り下げ届（評第2-2号様式）、建設住宅性能評価においては建設住宅性能評価取り下げ届（評第6-2号様式）を当機関に提出できるものとし、その時の評価料金の返還の額については別表３によるものとする。）

（負担金の納付）

第３３条　当機関は、法第８７条第３項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第６章　雑　　則

（登録の区分等の掲示等）

第３４条　当機関は、法第１７条の規定に従い、登録の区分、その他施行規則第１７条第１項各号に掲げる事項について、公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ（https://okjc.or.jp）において公表するものとする。

（評価業務規程等の公開）

第３５条　当機関は、本規程を業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

（財務諸表の備付け）

第３６条　当機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えておくものとする。

（財務諸表等に係る閲覧等の請求）

第３７条　利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)または(4)の請求をするには、１部につき500円を支払わなければならないものとする。

(1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登

録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記録した書面の交付の請求

(a) 当機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をしたもの（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機等を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

(c) (a) 及び (b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

（帳簿及び書類の保存）

第３８条　帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

(1) 法第１９条第１項の帳簿　評価の業務の全部を廃止するまで

(2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。）　５年間

(3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書その他建設住宅性能評価に要した書類　２０年間

(4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第６条の２第３項に規定する確認書の写しその他長期使用構造等確認に要した書類　５年間

（帳簿及び図書の保存及び管理の方法）

第３９条　前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

２　前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第４０条　当機関は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（評価等の業務に関する公正の確保）

第４１条　当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性

能評価を行わないものとする。

2　当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 設計に関する業務

(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3) 建設工事に関する業務

(4) 工事監理に関する業務

3　当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員にあった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

(2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる業務を行った場合

4　評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

5　前４項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

（損害賠償保険への加入）

第４２条　当機関は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間一億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

（事前相談）

第４３条　申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合において、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

（附則）

この規程は、法第１５条第１項の規定による国土交通大臣の認可を受けた日から施行する。

（附則）

この規程の改定は、平成１５年３月１日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、平成１８年３月１日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、平成１９年４月１日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、平成２２年６月１日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、平成２２年１０月１日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、平成２５年４月１日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、平成２６年２月１日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、平成２６年５月７日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、平成２７年４月１日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、平成２７年６月１日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、平成３１年４月１日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、2021年4月1日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、2022年2月20日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、2022年10月1日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、2023年8月1日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、2024年4月1日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、2025年1月23日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、2025年4月1日より施行する。

（附則）

この規程の改定は、2026年4月1日より施行する。

別表

交付番号は、１６桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○－○○－○○○○－○－○－○○○○○

別表1-1（住宅性能評価）

１～３桁目	登録住宅性能評価機関番号
４～５桁目	登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号
６～９桁目	評価書交付日の西暦
10桁目	１：設計住宅性能評価 ２：建設住宅性能評価（新築住宅） ４：設計住宅性能評価とあわせて長期確認
11桁目	１：一戸建ての住宅 ２：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、 ００００１から順に付するものとする。）

別表1-2（長期確認）

１～３桁目	登録住宅性能評価機関番号
４～５桁目	登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号
６～９桁目	確認書交付日の西暦
10桁目	１：新築
11桁目	１：一戸建ての住宅 ２：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、 ００００１から順に付するものとする。）

【　料金表　】

令和8年4月1日

● 設計住宅性能評価・長期使用構造等確認申請（新築）　料金表

別表2-1

一戸建ての住宅（消費税込み、単位：円）					
住宅の種別	評価方法基準1-1耐震等級に係る構造評価方法	評価方法基準5-1断熱等性能等級に係る外皮評価方法			長期単独、評価・長期併願の加算
		標準計算	仕様基準	等級1	
下記以外の一般住宅	構造計算書付き	90,000	72,000	54,000	+6,000
	仕様規定	58,000	40,000	22,000	
型式性能認定住宅	構造計算書付き	70,000		54,000	
	仕様規定、型式	38,000		22,000	

※「他業務活用減額」 当機関における評価等の業務以外の業務を活用し、基準への適合が確認できる場合にあっては、以下の減額とする。ただし、評価方法を変更しない場合に限る。又、他業務交付時点から計画の変更を伴う場合は以下の減額幅に0.5を乗じて適用とする。

①評価方法基準1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）

構造計算書付き 32,000円、仕様規定 5,000円（確認申請は活用不可）

②評価方法基準5-1断熱等性能等級かつ5-2一次エネルギー消費量等級

標準計算 36,000円、仕様基準 18,000円

別表2-2

共同住宅等（共同住宅、長屋、兼用住宅、併用住宅、その他一戸建ての住宅以外の住宅）（消費税込み、単位：円）			
住宅の種別	床面積	設計住宅性能評価料金（※）	長期単独、評価・長期併願の加算
下記以外の一般住宅	A＜ 300	58,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	36,000 +3,000×M
	300 ≦A＜ 500	95,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	
	500 ≦A＜ 1,000	160,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	
	1,000 ≦A＜ 2,000	270,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	
	2,000 ≦A＜ 3,000	340,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	
	3,000 ≦A＜ 5,000	420,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	
	5,000 ≦A＜ 7,000	690,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	
	7,000 ≦A＜ 10,000	840,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	
	10,000 ≦A＜ 15,000	1,250,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	
	15,000 ≦A＜ 20,000	1,450,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	
	20,000 ≦A＜ 30,000	2,100,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	
	30,000 ≦A＜ 40,000	2,400,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	
	40,000 ≦A＜ 50,000	3,150,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	
	50,000 ≦A	4,700,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	
型式性能認定住宅	A＜ 500	57,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	
	500 ≦A＜ 1,000	84,000 ＋（ 10,000 ＋ 1,000×B ）×M	
	1,000 ≦A	1,000㎡以上は一般住宅の料金表による	

A：「床面積」　評価対象建築物1棟の延床面積とする。

B：「選択項目数」　評価項目10分野のうち必須以外の選択を行う分野の数とする。

M：「申請戸数」

※「他業務活用減額」 当機関における評価等の業務以外の業務を活用し、基準への適合が確認できる場合にあっては、以下の減額とする。ただし、評価方法を変更しない場合に限る。又、他業務交付時点から計画の変更を伴う場合は以下の減額幅に0.5を乗じて適用とする。

①評価方法基準1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）

「確認申請手数料一覧表」における「構造計算書の審査がある建築物毎の確認申請手数料加算額」による。

②評価方法基準5-1断熱等性能等級かつ5-2一次エネルギー消費量等級

一戸当たり 5,000円

共通特記事項

1. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に0.5を乗じた額とする。ただし、以下に該当する場合はこの限りでない。
   ① 直前の評価等を当センター以外の機関等から受けている場合は上表の料金とする。（新規で申請）
   ② 当初の申請料金に他業務活用減額を適用している場合は、上表における他業務活用減額を適用しない料金に0.5を乗じた額とする。
   ③ 審査を伴わない変更申請については4,500+1,000×通数（消費税込み、単位：円）とする。

2. 評価書等の交付前までに大規模な計画の変更を行う場合の再申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に0.5を乗じた額とする。

3. 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明申請の料金は 10,000円（消費税込み）とする。

4. 評価書等の再交付に係る料金は4,500+1,000×通数（消費税込み、単位：円）とする。

※以上の料金に該当しない場合は別途相談とする。

令和8年4月1日

● 建設住宅性能評価（新築）　料金表

別表2-3

一戸建ての住宅（消費税込み、単位：円）				
住宅の種別	建設住宅性能評価料金	他機関が設計住宅性能評価を行っている場合の加算	室内空気中の化学物質の濃度測定を行う場合の加算	
			ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞのみ	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ ﾄﾙｴﾝ・ｷｼﾚﾝ ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ ｽﾁﾚﾝ
下記以外の一般住宅	102,000	+27,000	P×39,000	P×51,000
型式性能認定住宅	73,000	+23,000		
P：「測定箇所数」 化学物質の分析期間は通常10日程度ですが、特急分析を依頼する場合は分析機関が定める料金が追加となります。				

別表2-4

共同住宅、長屋、その他一戸建ての住宅以外の住宅（消費税込み、単位：円）					
住宅の種別	床面積	建設住宅性能評価料金	他機関が設計住宅性能評価を行っている場合の加算	室内空気中の化学物質の濃度測定を行う場合の加算	
				ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞのみ	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ ﾄﾙｴﾝ・ｷｼﾚﾝ ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ ｽﾁﾚﾝ
下記以外の一般住宅	A＜ 300	28,000×N＋（10,000＋1,000×B）×M	+50,000	P×17,000 +22,000	P×29,000 +22,000
	300 ≦A＜ 500	38,000×N＋（10,000＋1,000×B）×M	+95,000		
	500 ≦A＜ 1,000	76,000×N＋（10,000＋1,000×B）×M	+160,000		
	1,000 ≦A＜ 2,000		+270,000		
	2,000 ≦A＜ 3,000	85,000×N＋（10,000＋1,000×B）×M	+340,000		
	3,000 ≦A＜ 5,000		+420,000		
	5,000 ≦A＜ 7,000		+690,000		
	7,000 ≦A＜ 10,000		+840,000		
	10,000 ≦A＜ 15,000		+1,250,000		
	15,000 ≦A＜ 20,000		+1,450,000		
	20,000 ≦A＜ 30,000		+2,100,000		
	30,000 ≦A＜ 40,000		+2,400,000		
	40,000 ≦A＜ 50,000	95,000×N＋（10,000＋1,000×B）×M	+3,150,000		
	50,000 ≦A	114,000×N＋（10,000＋1,000×B）×M	+4,700,000		
型式性能認定住宅	A＜ 500	23,000×N＋（10,000＋1,000×B）×M	+57,000		
	500 ≦A＜ 1,000	45,000×N＋（10,000＋1,000×B）×M	+84,000		
	1,000 ≦A	1,000㎡以上は一般住宅の料金表による			
A：「床面積」　評価対象建築物1棟の延床面積とする。 B：「選択項目数」　評価項目10分野のうち必須以外の選択を行う分野の数とする。 M：「申請戸数」　原則申請戸数とする。 N：「検査回数」　階数3以下は4回、階数4以上は5回（10階を含め、10階以降7階毎に＋1回）。 P：「測定箇所数」　化学物質の分析期間は通常10日程度ですが、特急分析を依頼する場合は分析機関が定める料金が追加となります。					

共通特記事項

1. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に0.5を乗じた額とする。ただし、審査を伴わない変更申請については4,500+1,000×通数（消費税込み、単位：円）とする。又、直前の評価等を当センター以外の機関等から受けている場合は上表の料金とする。

2. 評価書等の再交付に係る料金は4,500+1,000×通数（消費税込み、単位：円）とする。

※以上の料金に該当しない場合は別途相談とする。

令和8年4月1日

● 料金返還表

（一財）大分県建築住宅センター住宅性能評価等業務規程第３２条に定める料金の返還の額は、下表の（イ）欄の時期に応じた（ロ）欄の率に当該料金を乗じた額とする。

別表3

（イ）欄 返還の時期			（ロ）欄 当該評価料金に乗ずる率
設計住宅性能評価	戸建住宅 共同住宅	業務規程第１０条第５項(5)(C)に該当	1.00
建設住宅性能評価	戸建住宅	建設住宅性能評価の申請を受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
		第1回の現場検査を実施した日から第2回の現場検査の前日まで	0.70
		第2回の現場検査を実施した日から第3回の現場検査の前日まで	0.45
		上記以外で竣工時（最終回）の現場検査を実施する日の前日まで	0.20
	共同住宅	建設住宅性能評価の申請を受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
		第1回の現場検査を実施した日から 竣工時(最終回)の現場検査を実施する前日まで	1-｛(J÷N×0.95)+0.05)｝ ※Jは申請の取下げの日までにすでに実施した現場検査の回数とし、Nは検査回数